

公営企業会計システム共同化プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 公営企業会計システム共同化協議会（以下「協議会」という。）は、その構成団体のうち、近江八幡市及び米原市（以下「2団体」という。）のシステムの共同選定にあたり、プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「公営企業会計システム共同化プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 企画提案の内容の審査
- (2) 契約の相手先となる候補者及び次点者（以下「最優秀提案者等」という。）の選定
- (3) 選定結果の協議会への報告
- (4) その他、審査に関して必要と認めるもの

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、近江八幡市水道事業所上下水道総務課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、米原市まち整備部上下水道課長をもって充てる。
- 4 委員は3名とし、近江八幡市水道事業所上下水道総務課長補佐、米原市まち整備部上下水道課長補佐及び大津市企業局企業経営部経営経理課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員を代表し、審査委員会の事務を総理するほか、委員としての職務を担う。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理するほか、委員としての職務を担う。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、審査委員会を開くことができない。

(下部組織の設置)

第6条 審査委員会は、契約候補者等の選定や企画提案の調査を補助させるための下部組織として、調査チームを設置することができる。

(意見の聴取)

第7条 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を聴き又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平な選考を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募に参加してはならない。

3 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 審査委員会の庶務は協議会事務局が兼ねる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、令和8年3月18日から施行し、公営企業会計システム共同化に係るシステム導入業務の最優秀提案者等の協議会への報告をもって、その効力を失う。